

のなれば、創建は、豊城入彦命と見て疑なきなり。一の宮官國祭神錄に、豊城入彦命、配祀大物主命、事代主命、三穗津姫命也、とみゆ。三穗津姫命は、大物主命の妃神にして、女體宮と唱へて、今は別宮に祀れり、とみへり。明治十六年四月二十五日國幣中社に列せらる

出雲 祭 十月二十一日

國幣中社出雲神社

丹波國南桑田郡千歲村

祭神

大國主命

三穗津姫命

社藏古文書に、元明天皇御宇、和銅二年、被立社壇とみゆ。延喜式内名神大社にして、本國一ノ宮なり。明治四年六月國幣中社に列せらる

唐澤山祭 十月廿五日

別格官幣社唐澤山神社

下野國安蘇郡唐澤山

祭神

贈正三位藤原秀郷卿

天慶の往昔相馬小次郎將門の叛するや、賊勢猖獗にして、八洲の守介皆風を望み相率ゐて奔竄し、一も

之に當る者なし、朝廷震駭之餘、社寺に勅して鎮定を祈らしめ給ふに至る、卿獨り大義を明かにし、官軍の未だ東下せざるに先んじ、精兵を求めて一帯に兇賊を誅戮し給へり、元兇將門亡びてより天下復神器を窺ふ者なし、抑々卿は、藤原房前公五世の孫村雄の子にして、從四位に陞り、官武藏下野の守に任じ、鎮守府將軍に拜し給へり、其東國を鎮撫せらるゝこと五十餘年、正暦二年を以て薨せらるゝ、年を享け給ふこと百有一とぞ聞えし、明治二十三年十一月廿八日、勅旨を以て正三位を贈り、別格官幣社に列せらる

宮崎 祭 十月廿六日

官幣大社宮崎宮

日向國宮崎郡大宮村

祭神

神武天皇

相殿

彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊

玉依姫尊

神武天皇は彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊第四の皇子に坐し、御母は玉依姫尊にして日向國西諸縣郡狹野と云へる所にて御降臨坐しける故に、御幼名を狹野尊と稱し奉れり、御歳十五の時立て太子と成り給ひ、宮崎

に皇居を定め給ひて、天下を治め給ひしが、東征の大元帥として、甲寅の年秋八月、豊國安藝吉備等の國々を経て難波に至り、夫より大和國に入り給はむとして、賊魁長髓彦と戦ひ給ひしに、皇軍利あらず紀伊國を経て大和國に入り、天神地祇を祭り給ひ、遂に諸賊を征定し、橿原に宮居を造營し天下を統治し給ふ、因て御名を神日本磐余彥天皇と稱し奉る、抑當宮は神武天皇第二の皇子神八井耳命の御子天健磐龍命、天皇の御宮趾に建てさせられ御神靈を鎮祀し給ひしものなりとぞ、畏くも皇祖御洪基の御舊蹟なりけり

臺灣祭 十月二十八日

官幣大社臺灣神社

臺灣國臺北府劍潭山

祭神

北白川宮能久親王

配祀

大己貴命

少彥名命

北白川宮能久親王は舊輪王寺ノ宮と申し奉り、弘化四年二月十六日の御生誕にして天性英武に坐ませり第四師團長より近衛師團長に榮轉せられしが、明治二十七八年戦役に際し、近衛の總統を統へさせ給ひ

て各地に轉戦せられ、克く任務を盡されて戦定の功を全せさせられたり、その結果として遂に清國の領地たりし臺灣は我國の領地となりしに拘はらず、臺灣に在りし清國の將士等は土民を集り、險阻の土地に據りて、我兵に抗せり。依りて天皇陛下は北白川宮を命じて之を征討せしめ給ひき。于時に宮は遼東半島におはせしが、勅命を受けて直に御出發せられ、臺灣に到り給ひしは二十八年五月二十九日なりき。由來臺灣は炎熱甚しく、交通の便あじき土地なるに、その頃は降雨うちつゞきて氣候殊に酷し。宮は上陸したまひ心も休憩したまふべき家もなく、毛布の運搬も間に合はざれば、砂の上に幕を張り、粗末なる椅子一脚を置きて、御座所となし給へり。夜に入りて後は、雨ふり、蚊さへ多くして御眠なりがたく、また食物も御不自由なりき。折ふし甘藷を掘り取りて持ち來りし者あり、宮の従者は泥のつきたるまゝ、之を砂も埋り、其上にて火を焚き、蒸焼にして進め奉りしに、畏くも宮は御手づから泥をはらひ、皮をむきて之を食し給ひなせし夜を明したまふ。その翌日より次第に軍を進め給ひしに、御難儀益甚しかりしかども、常に士卒と勞苦を同じくしたまひ、ある時は草鞋をめてして御座の邊まで泥に塗れ青竹を杖につきて山を踏之谷を渡りて進みたまひき。また或時は兵を指揮して敵前に近く進み出でたまひ、敵の彈丸、宮の御頭上をかすめ去りしこともありき。また赤痢に罹りて腫みたまひしこともありしが之にも屈せず、常に士卒を勵じて進軍したまひき。宮は斯く各地に轉戦し給ふこと五箇月ばかりにして、賊はほり平さしが、尙進んで臺南を陥れ、賊將を擒にせんとて進軍したまふ。途中風土の悪しかり

し爲にや、またも病に罹りたまひしかば軍醫等は留りて御静養遊ばされたさよし言上せしかども、聽
入れ給はず、余は師團長として國家の爲に職責を有する身なれば、一身の故を以て國事を等閑にするに
忍びず、氣息の存する限は職責を盡さんとして、臺灣輪に乗りて進みたまひき。その後病愈重らせられて
遂に薨じ給ひき。御年四十九。天皇陛下深く之を惜ませ給ひ、國民も亦擧つて哀悼し奉れり。薨するに
先立ち、勅して功三級に叙し、陸軍大將に陞任したまひしが、十一月十一日特に國葬の大禮を以て東京
豊島岡に葬らせたまひ、ついで祭社すべき旨宣下あり、神號を賜ひ、官幣大社に列せらる。

照國祭 十月廿八日

別格官幣社照國神社

薩摩國鹿兒島市山下町

祭神

明彦神勳照國命

明彦勳照國命とは、鹿兒嶋藩主贈正一位源彬齊卿の事なり、卿資性英明、能く人を知るの材あり、臣下に
小松帶刀、大久保市藏(利通)、西郷吉之助(隆盛)等の俊傑ありて、諸藩に率先し尊王攘夷の說を唱ふ、
又卿の弟久光卿、氣宇俊逸にして、屢々京師に遊び、朝野に親近し、頗る威名ありぬ、曾て薩藩密勅を
奉じて宮禁を護衛せらるるが、蛤御門の役に長藩人を討ち破りしを以て薩長の間隙となりけり、國
老小松、大久保、西郷等以爲らく、天下の事を爲すに足るものは薩と長とあるのみ、宜しく恨を解き力

を協せて以て王政復古の大業を行ふべしと、乃ち黒田了介(清隆)、坂本龍馬(土佐)等を遣して、桂小五
郎(孝允)高杉晋作等に説かしめ、爰に初て薩長の聯合成り、薩藩の名最も天下に重きを置かるゝに至り
遂に維新の大功を成せり、夫れ此の如く卿の國家に對する偉勳ありしを以て、別格官幣社に列せらる
香稚祭 十月廿九日

官幣大社香稚宮

筑前國糟屋郡香稚村

祭神

息長帶日賣尊

配祀

八幡大神

住吉大神

息長帶日賣尊は、御説を神功皇后と稱し奉りて、仲哀天皇の皇后にましませり、天皇筑紫の熊襲を伐
ち給はむとして、此香稚の宮所に坐しまし、が、端なく崩御ありしかば、皇后品陀別尊(八幡)を御懷胎
あらせながら、熊襲を征し、尙還く新羅をも征伐し給へり、蓋此役たる素より膺懲のために出させ給ふ
處にして、熊襲が筑紫に跋扈せしは、暗に新羅が後援を爲せしに因れることを知食しけるによるものな
り、かくて凱旋の後、御實壽百歳にて崩御あり、後に養老七年二月六日神託あり、昔香稚の古宮の許に

劍鉞杖の重器を埋め、其上に背て御鏡の袖にさし給ひし杉を植まさせられ、萬千秋の長秋、皇孫尊を護り、長しへに異邦を降伏せんと誓ひし如く、香椎に神靈を鎮座せしと宣給ひしにより、其由を太宰府より奏上せしかば、即時に詔して課役を九州に出さしめ、初めて神殿を御造營あり、此杉を綾杉と稱して神木とせり、皇后はかく御武徳勝れ給ひ、且御託宣の旨趣によりて、古へ内外の兵革起らんとする時は更なり、天皇御即位の時には必ず此の大宮に勅使を差遣して告祈し給ひ、又當宮炎上の時又は、五箇日廢廟有らせられしなど、他も異なる例なりしなり、又古宮とは、仲哀天皇の神靈を、皇后自ら崇め給ひし所にして、古へ香椎廟と稱せしは、古宮姫宮(即ち神功皇后の宮殿なり)一所二社といひ、御社前なる椎木は天皇の御格(かたぎ)をかけ奉りし故に棺掛(かたかけ)の椎といひ、此所より東につまきたる岡は、天皇と皇后と征韓のおとを議り給ひし所にて、即ち香椎宮の舊蹟なりとぞ

天長節 十一月三日

往昔光仁天皇の御世、始めて此御儀式を行はせ給ひしかば、久しく絶たりしを明治中興の初め御再興おらせられたり、抑も此日は今上天皇陛下御降臨(くだり)あらせられし嘉節なれば、神宮及官國幣社以下諸神社に於て、寶算無窮奉祝の爲に、神事を執行せられ、國國の臣民は、聖曆の天地と共に長久にわたらせ給はむことを祝ひ奉り、九重の雲の上にも御祭典を行はせられ、三陛下及東宮殿下の御代拜あり、又觀兵式ありて陛下親ら諸兵を天覽おらせ給ふなり

十一月、小三十日

立冬、八日―二十二日、舊十月節、冬の氣立ち初めて愈冷るればなり。山茶始開、地始凍、金盡香

小雪、二十二日―十二月七日、舊十月中、寒氣強く多少降雪あり。朔風落葉柳、虹藏不見、橘始黃

上旬、一日―十日迄
播種、大麥、裸麥等此節に蒔くを佳しとす、亦小雪の候をつぎとす

於多福、蘿蔔、蠶豆等本月中旬まで植えて妨なし

移植、扁桃等十二月中旬まで植えて妨なし

收採、漆、楡、桐、棟、椴、榎、無患樹等の子實を收むべし

中旬、十一日―二十日迄
播種、夏大根、豌豆等蒔きてよし

移植、梨、櫻、桃、五加木、八手木、冬牡丹、三椏其他夏木の類植えてよし

分栽、蕪菜、蘿蔔、此節より植替するもよし

避冷、茶木、桐苗、柑橘類、番蔥、漬木類等霜の害を防ぐべし

下旬、二十一日―三十日迄

移植、野天門、杞柳、胡枝花、橙、等植えてよし。葡萄今時より四月中旬まで植えてつくるも妨なし
施肥、梅、枇杷、楊梅、肉桂、粟等肥培すべし
雜草、梨、楓、此節より十二月中旬まで枝條に曲げて棚につくるべし。桐、椿、根苗掘取り土中に貯

都々古別祭 十一月一日

國幣中社都々古別神社

磐城國東白川郡近津村八槻

祭神

味相高遠根命

相殿

日本武尊

本國の一ノ宮なり。陸奥風土記より、所以名八槻者、卷向日代宮御宇(景行)時、日本武尊征伐東夷而
到此地、以八目鳴鏑射賊斃矣、其矢落下降處云、矢着、即有正倉、(神龜三年矢着)古老傳云、昔於此
地有八土知朱、一曰黑鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿邪爾那媛、六曰榜猪、七
曰神石萱、八曰狹磯名、各有族而屯於八處石室也、此八處皆要害之地、因不願上命矣、國遣磐城
彦敗走之後、虜掠百姓而不止也、纏向日代宮御宇天皇、詔日本武尊而征討土知朱矣、土知朱等合

力而防禦、且謀津輕蝦夷許多、連浪猪鹿弓猪鹿矢於石城而射官兵、官兵不能進歩焉、日本武尊、執
々槻弓槻矢、而七發々八發々、則七發之矢者、如雷鳴響、而追退蝦夷、八發之矢者、射貫八土朱、立斃
焉、射其土知朱之征箭、悉生芽成槻矣、其地云八槻郷、則有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、
會救者在郷中、今云綾戸是也、とみえたり。明治五年五月十四日國幣中社に列せらる

大麻比古祭 十一月一日

國幣中社大麻比古神社

阿波國板野郡板東村

祭神

大麻比古命

相殿

猿田彦命

延喜式内名神大社にて、本國の一宮なり。社記に、大麻比古命は、津牟見命と稱し奉り専ら、麻穀播殖
に關係の神にして、素より天日彥命の御連統なり。當國には、大神が麻苧楮等の功績は勿論、其舊跡等、
今尙存在せり。相殿に猿田彦命を合祀せし事は、稍々後世の縁起に記載せり。貞觀元年正月廿七日、大
麻比古神に從五位上を授けられしより、歷朝授位封戸の事ありて、中御門院享保四年三月十一日、正一
位を授け奉らるといへり。明治六年六月十三日國幣中社に列せらる

淺間祭 十一月四日

官幣大社淺間神社

駿河國富士郡大宮町

祭神

木花之佐久夜毘賣尊

相殿

遷々、藤尊

大山津見命

此の大神は大山津見大神の御女に坐して、又の御名は豊田津比賣尊、神吾田津比賣尊、鹿章津比賣尊とも白し、世は淺間大神、また富士大神とも申せり、即ち皇孫遷々藤尊の皇后に坐す、抑も大神は太古より富士山に鎮り坐せば、頂上に幽宮おそはおはしつらめ、殊に社殿とはなく、内院といふ洞穴を大神の御座所にて登山の人毎に拜せしことなるが、明治七年に始めて頂上に淺間神社を設けつるを、同十三年更に當社の奥宮と定めさせ給へり、其初て靈嶽に參登り給ひしは聖德太子にして、次は役小角(役の行者)を嚆矢とせり、さて本社は富士山本宮と唱ひて、最初は富士山の南麓山宮村に鎮ひたりしを、平城天皇大同年間、現今の地に遷座しまゐらせたるものにて、延喜の削名神大社なりしが、明治四年國幣中社に列し、全二十九奉官幣大社に昇らせらる。

都農祭 十一月五日

國幣中社都農神社

日向國兒湯郡都農村

祭神

大己貴命

社記に、神武天皇宮崎の宮を發幸し給ひて、大和國にいであしのをり、此地を巡行し給ひし時、御成功を祈らせられて、齋祀らせ給ひし社にて、和漢三才圖に、都農大明神、在兒湯郡宮村。祭神一座、大己貴命、號三宮崎社、とあり。宮崎社の號、今は傳らねど、天皇親しく御鎮祭あらせられし故(當時帝都の名)因みて、斯く稱せられしならんか、神功皇后新羅征討の際は、天皇御東征の例に倣はせられんと此大神を軍船に奉じて、冥護を祈らせられしこと、座袋といふ書に見ゆ。又仁明天皇御代、預官社、仁明清和兩朝の御代に、位階を奉られしことあり、齋藩主も厚く尊崇して、社領地を寄附せしことあり。瘴疔を治し給ふ事、座袋に見ゆ。今も御惠を蒙るもの多し、往昔は、境内も頗る廣かりし者にて、今一の鳥居、二の鳥居等の名稱、遠く離れたる地に存在せり。現在の社殿は、寶殿、渡廊、幣殿、拜殿の外、攝社二社、末社三社あり。所在地は、恰も宮崎、大分間の國道に接し、入口に三の大鳥居あり。道の兩側には、櫻松を交へ植ゑたるに、水流通を横ぎり、橋を架す。其れより、二ノ鳥居、一ノ鳥居を経て、社庭に至る迄、老樹繁茂して、境内幽邃、數千年已來の靈氣氤氳たり。又社殿の西方には、九州一二と

稱せらるる、築山あり、寶物の主なる者は、推古天皇の御宇、深河勝、勅と奉じて奉獻せしと云ひ傳ふる神面を初め、刀剣、上代の器物等あり、といへり。明治四年五月十五日國幣小社に列せらる。

菰菅を、殖生ふしつゝ、この國を、造らせりける。神の尊さ。正六位 栗 田 寛
昔より、今もかわらず、諸人の、みいつを仰ぐ、都農のみやしろ。正三位 梅 溪 通 治
千年へて、みいつは、いよ、ます鏡、掛けてぞ仰ぐ、都農のみ社。子 爵 松 平 乘 承
百傳ふ、都農の神なび、神さびて、神代ながらと、さくぞ傳ふ。正六位 角 田 忠 行
靖 國 祭 十一月六日

別格官幣社靖國神社 武藏國東京市麴町區富見町

祭 神

國難殉死者 本社由緒は、既に五月六日靖國祭の條に述べたり
新嘗祭 十一月十日

本月二十三日、天皇陛下大御手づから、本年の新穀を天祖に奉饗し給ひ、諸神にも饗し給ふを以て、新嘗祭といふ。その幣帛を、本日伊勢神宮以下、官國幣社に發遣せしめ給ふなり。此祭の禮服は、神代に天祖御宮に坐して、新嘗開食し、又齋庭の穂を天孫に授給ひしに起れり。景行天皇の御世、膳臣の祖磐鹿六

魂命、御食奉る時に、若湯坐連祖豐日、火を鍛しめて、此を忌火として、御食を炊き奉り、又大八州にかたどりて、八男八女を定めて、新嘗祭を供へ奉りし事もみえたり。此を古は大神祭とも稱ひしが、後世、御一代に一度行はせらるゝをのみ大神祭といひ、年毎のとは新嘗祭といふこととなり、文武天皇大寶の制に依るに、十一月下の卯日を祭日とし、卯日三めれば、中卯日を用ひられ、永く其例なりしが、今は廿三日と定められたり

宗 像 祭 十一月十五日

官幣大社宗像神社

祭 神

邊津宮	田心姫命	湍津姫命	市杵島姫命	筑前國宗像郡田島村
中津宮	湍津姫命	田心姫命	市杵嶋姫命	同 大島村
湍津宮	市杵嶋姫命	田心姫命	湍津姫命	同 沖嶋

古事記神代段に、天照大御神、先乞度建速須佐之男命所佩十拳劍、打折三段、而奴那登母母由良爾、振天之源天之真名井、而佐賀美爾迦美、而於吹乘氣吹之狹霧所成、御名、多紀理毘賣命、亦御名謂三與津嶋比賣命、次市寸島姫命、亦御名謂三狹依毘賣命、次多岐津比賣命、また多紀理毘賣命者、坐三何形之與津宮、次市寸島毘賣命者、坐三何形之中津宮、次田寸津毘賣命者、坐三何形之邊津宮、此三柱神者、何形若等之以伊

都久三大神者也、筑前國風土記に、宗像大神、居三崎門山、天降之時、以青薙玉、置津宮之表、以八坂瓊紫玉、置中津宮之表、以八咫鏡、置邊津宮之表、以此表成神體之形、而納三宮、即納隱之、因曰身形那と見えたり。此三柱の姫神は、天照大御神、素戔嗚尊と天の安河原に御宇氣比し給ひし時、大御神の素戔嗚尊の御佩の十握劍を乞ひ渡し給ひて三段に打ち折り、天之眞名井に振瀝ぎ佐賀美に甕みて吹き棄る氣吹の狭霧よ生り坐し大神なり、その時大御神、素戔嗚尊に告り給はく、是の三女神の物質は汝の物に因りて成りませるが故に汝尊の御子ありとて、尊よ授け給ひ、又三柱の女神に致へて曰はく、汝三女神は、天降りて天孫を助け奉り、天孫の爲に祭られよと仰せられき、故に神勅に隨ひ筑前國宗像郡田嶋大島沖嶋の三所に鎮座し、専ら外寇を防禦ぎ國家を擁護して、皇威を海外に表彰し給へり、依りて歴代の天皇深く尊崇し給ひ、神位神田を奉り、宗像郡と神郡とせられたりき、明治四年五月國幣中社に列せられ、十八年四月二十二日官幣中社に進められ、三十四年七月十八日、大社に昇せらる

竈門祭 十一月十五日

官幣小社竈門神社

筑前國筑紫郡太宰府町

祭神

玉依姫尊

當神は社傳に鴨御祖神と同神なりといひ、或は海洋の御女にて、鷓鴣草葺不合尊の皇后、産火火出見尊

の御母なりといへり、延喜の制、名神大社にて、臨時祭式にもみたり、社傳に、當社は太宰府の鎮山なるを以て、天智天皇勅して山上に眞榮木を立て、祭祀せしめ賜ひ、天武天皇、白鳳二年、有司に命じて社を建てしめ、寶滿宮と號け賜ひきといへり、又正殿の後方絶壁百仞の直下なる福城窟は蓋し御陵ならむといひ、神功皇后の征韓、弘安中の元寇には、威靈殊に煇赫たりきといふ、歴朝の御崇敬いと原く堀河天皇、嘉承元年、十一月三日、正二位の神階を授け奉り給ひ、明治二十八年十一月十五日、官幣小社に列せらる

談山祭 十一月十七日

別格官幣社談山神社

大和國磯城郡多武峰

祭神

大織冠藤原鎌足公

藤原鎌足公は天兒屋根命の後裔御食子臣の子にして、器度宏潤才畧群に超ぬ、天智天皇を佐けて、僧祿なる蘇我氏を一舉に殲し、大化の新政を布き弊を矯め禮を制する等、中興第一の俊傑として、實に國家柱石の良駒なりとす、公の病ひや、天皇親しく病床につきて慰安し給ひ、其薨するに及びて、嗣子不死的等公攝津國馬下市阿威山に葬りしを、天武天皇白鳳七年十一月、定憲和尚（公の長子真人）靈に鎌足公の靈夢ありしに據り多武峰に改葬せられ、文武天皇大寶元年秋、神光の時々輝く所を點檢して、方三丈

の神殿を創立し、神像を安置せらる、(神像は近江高男丸作)是より以後、孝明天皇嘉永三年に至るまで、改造十

一度なり、といへり。明治七年十二月二十二日、別格官幣社に列せらる

鎮魂祭 十二月廿二日

此は天皇の御爲に御魂を齋ひ鎮め奉る祭典なり、物部氏の祖、宇麻志麻治命の父饒速日命の天降られし時、天神より天璽の瑞寶十種を授け給ひて、若し痛む所あらば、此の十個の寶に合せて一二三四五六七八九十と云ひてふるへ、ゆらくとふるへ、かくなさば死人も生反りなむと、詔たまひたりき、此に依りて宇麻志麻治命、神武天皇の御代に、天皇、皇后の御爲に奉仕せると始とす、文武天皇の御代に至りて、毎年十一月中の寅日を以て祭日と制め給ひき

新嘗祭 十一月二十三日

既に十日班幣の條に述べたり

神宮月次祭幣帛發遣 十二月四日

既に六月の條に述べたり

十二月、大三十日

大雪、七日—二十二日。舊十一月節、寒氣彌々強く大雪の降り積及折柄なればなり。空寒冬成、熊蟄穴くまがほら 蛙魚群かきりぐら

冬至、二十二日—一月五日。舊十一月中、太陽冬至線に至る故なり。乃東生 鹿角解 雪下出寒

冬 至

太陽の黃道に於て赤道より南最も遠き所に至る、此時晝最も短く夜最も長し、此日を節日として賀し、殊に陰曆十一月朔日に當るをば朔且冬至といひて、二十年に一度あり、瑞祥として禁中に公事ありき

上旬、一日—十日迄

播種、穀穀、抽等俱にまきよし

移植、石榴、無花果、等三月下旬まで植ゑつくるも妨なし

雜事、作物は良種を雖長く同地に栽培すれば其品質を變ずること少からず、然る時は他所より良種を求めて耕種すれば意外の収量を得べし

中旬、十一日—二十日迄

移植、苹果、梨、櫻、桃、フラン、等俱に二月中旬まで植ゑつくるも妨なし

收採、肉桂子、收むべし、韭、春葱、蒜等専ら胞培すべし

雜事、穀類の貯藏は農家一般の務なり、是食鹽、紙、又は糠等にて怙施虫を防ぐべし

下旬、二十一日—三十一日迄

移植、胡桃、桃、等此節より二月中旬まで肥培すべし

施肥、花樹類、此節より一月中旬迄肥培すべし

雑事、此節より寒國は立春まで田の手入を怠む但し肥培等は爲すべし

敢國祭 十二月五日

國幣中社敢國神社

伊賀國河山郡府中村

祭神

敢國津神

社傳に、大彦命、少彦名命、金山比咩の神を奉祀す、大彦命は、其裔孫なる阿閉臣、安倍臣、伊賀臣等が鎮祭せし所なりとの傳説なれども、其年月は詳ならず、いとへり。大彦命は、孝元天皇の皇子なり。母は鸞色皇后、崇神天皇十年九月、將軍の印授を受く、所謂四道將軍の一人なり。武埴安彦の反するや皇子、彦國菴と共に精兵を率ゐて、山背の那羅山に陣し、進みて輪鞆河を狭み、安彦と戦ひて、遂に之を殺す。餘衆悉く降る。御子武淳川別、亦將軍たり。父子出で、戎夷を平定す。武淳川別、崇神天皇六十年に、彦五十狹芹彦命と、出雲の振根を誅し、後聖仁天皇の御宇に、大夫となる。明治四年五月十四日國幣中社に列せらる。

後桃園天皇祭 十二月六日

天皇御諱は英仁、櫻町天皇第一の皇子に坐し、御母は一條兼香公の姫君にて恭禮門院と稱す、帝は寶曆

八年を以て生れ坐し、安永八年十一月九日崩御し給ふ、御葬壽二十二とぞ聞えし。

水無瀬祭 十二月七日

官幣中社水無瀬宮

攝津國三嶋郡嶋木村

祭神

後鳥羽天皇

土御門天皇

順德天皇

後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇は、人皇八十二代以下三代の聖主にして、此御宇天下大に亂れ、鎌倉の威勢ますます増長し朝權いよく衰へ給ひ、何事も愆慮を憚らざるを深く歎かせ給ひ、天下萬民の爲よ、いかにもして逆臣等を誅し世を泰平になさむと御心を碎かせ給ひ、遂に御志を決せられ、承久三年、院宣を全國に下し北條義時を討代し給ひしも、皇軍利あらず、義時は恐多くも仲恭天皇を廢し奉り、一院を隠岐に中院を土佐に、新院を佐渡に遷し奉りぬ、然るに明治中興の際、更に三天皇の神靈を奉迎して官幣社に列し給へるなり、抑も萬民のため遠く海陬に憂苦を重ね給ひし三柱の大神にましますは誰か御神徳を仰がざらむ

光格天皇祭 十二月十二日

天皇御諱は兼仁、典仁親王第六の皇子に坐し、明和八年御降誕、安永九年十二月四日御位に即かせ給ふ
天皇御父自在王院宮に太上天皇の尊號を上り給はんの叙慮にて、寛政五年、中山愛親、正親町公明の兩
卿を東下せしめ給ひ、幕府の閣老松平定信朝臣と爭議ありと傳ふるは此御世の事なり、御在位三十八年
にして弘化三年十二月崩御あらせ給ふ、御歳七十、泉涌寺に葬奉る、是を月輪陵と稱す
住吉祭 十二月十五日

國幣中社住吉神社

長門國豊浦郡豊東上村

祭神

底筒之男命荒魂

中筒之男命荒魂

上筒之男命荒魂

日本紀神功卷、攝政前年十二月條に、於是從軍神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂、
令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田邊見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜
奉定、則以踐立爲奉荒魂之主、仍祠立於穴門山田邑、と見えたり。(山田村は古名稱にて、現今は
楠乃村と稱し、豊東上村の内
に在)此三神は、既述べし如く、伊弉諾尊御禊の時に生れ給ひ、三韓征伐に祐助あらせられ、朝廷の
尊榮最も厚かりければ、神階も早く正一位の極位に進み給ひき。祭祀は、年中、大小百五十二度ありし

を、今は絶えて、行はれざる事多きも、毎年十二月六日より十五日までの御齋の神事は、征韓の役も、神
后自ら齋戒して祭り給ひしより起れる重き祭儀とて、今も嚴かに勤め行はるとぞ。明治四年五月十四日
國幣中社に列せらる

神宮月次祭奉幣 十二月十七日

大 祓 六月 十二月 盃日

此の盃筋は、神代伊弉諾尊黃泉國より還り坐し、時、筑紫の日向の橘の阿波岐原にて御身の穢を御禊祓
し給ひ、また素戔嗚尊天津罪を犯し給ひしにより、諸神相議りて千位置戸の祓物を負せて其罪を贖ひ祓
はしめしより起れりき、神武天皇、皇居を大倭の橿原に奠め給ひ、天富命をして天罪、國罪を祓はし
め給ひし時に、大祓詞は定まりき、凡祓に諸國に施すと百官に行ふことあり、仲哀天皇崩去まじし時、
神功皇后神教を畏ませ給ひ、國の大幣を執りて祓ひさせ給ふ是れ國の大祓の物に見みゆる初にして文武
天皇四年、國郡に詔して解除せしめ給ひき、文武天皇大寶の制度には、六月十二月の晦日を以て百官男
女の大祓を行ふべきことを定め給へり、百官の大祓は此に始まり、祓を行ふに切麻大麻の別あり、又
茅の輪を用ふるは備後國風土記なる蘇民將來の故事の遺風なりとぞ

明治四十二年九月二十日印刷
明治四十二年九月廿五日發行

正價金五拾錢

陸前國本吉郡新月村大字新城
字小芦參百四拾參番地

著作兼 發行所 軍司益之助

伊勢國飯南郡機殿村大字六根
十九番屋敷

著作兼 發行所 大北壽長

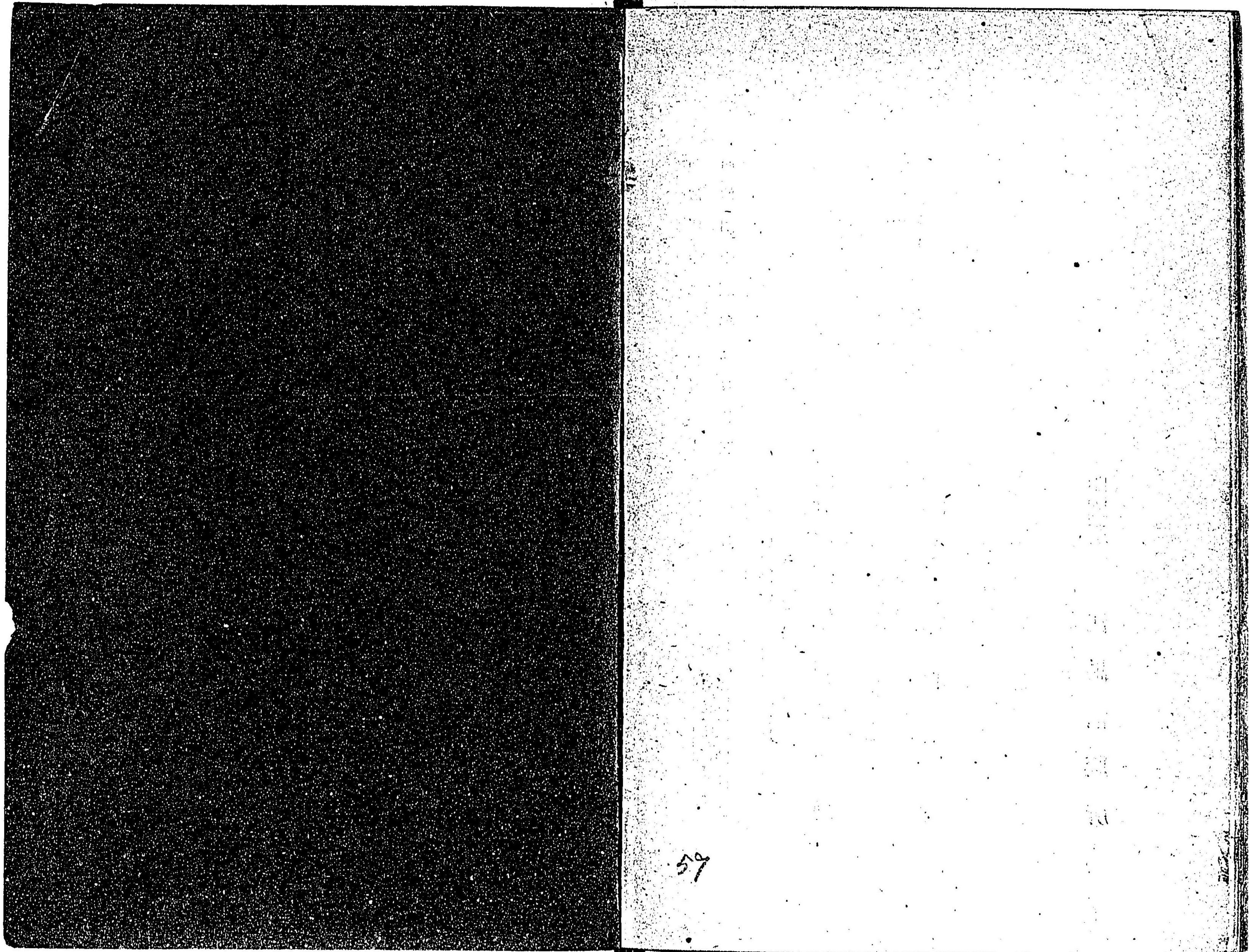
仙臺市北材木町百廿八番地

印刷者 大江德吉

仙臺市國分町百四十三番地

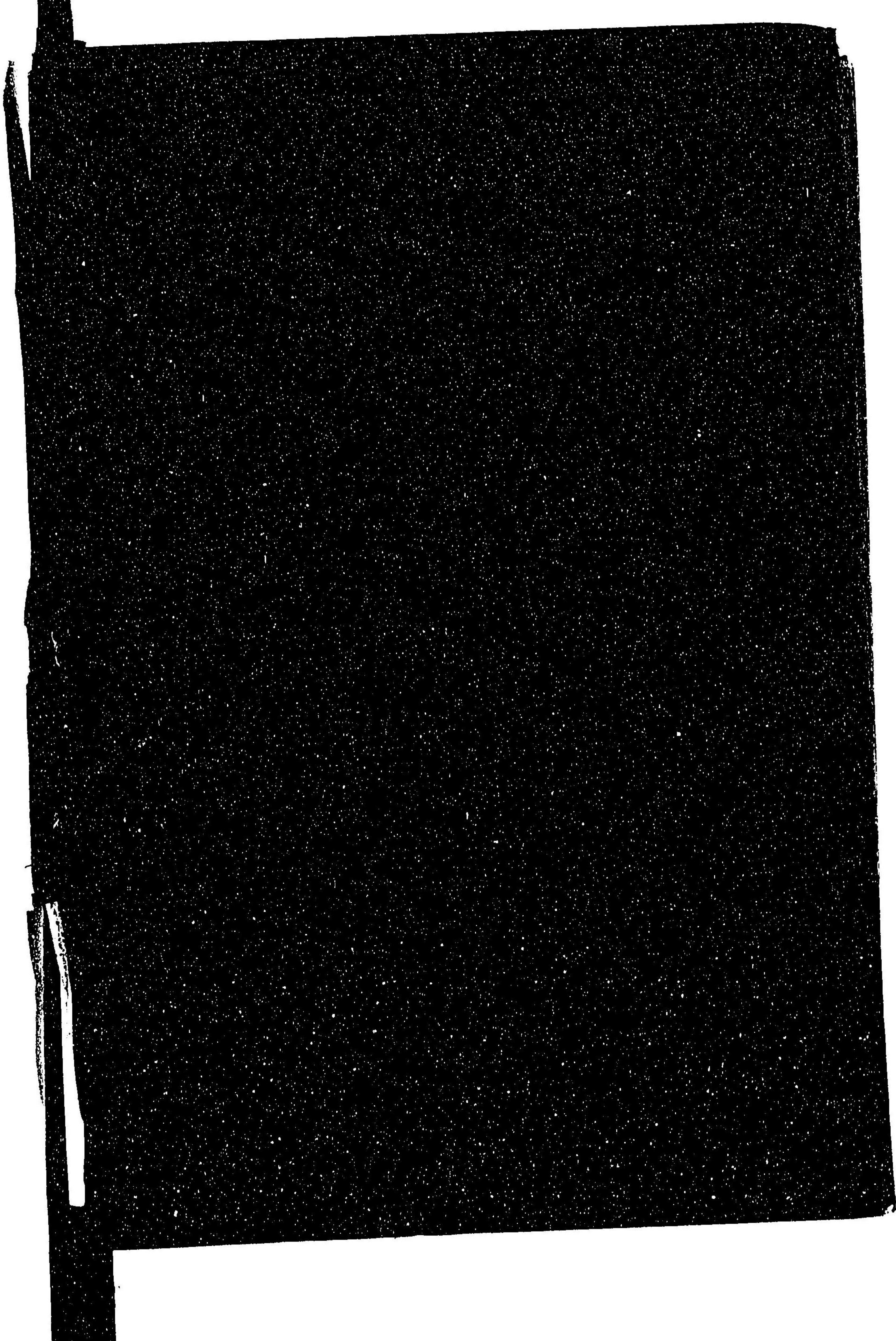
印刷所 江馬活版所

版權
所有



57

1324
124



327

124

014180-000-3

327-124

神宮曆解 (官国幣社)

大北 麻翁 (寿長)

軍司 益之助 / 著

M42

ABB-0496

